

J Aバンク優遇プログラム規定

1 内容

「J Aバンク優遇プログラム」（以下「当サービス」といいます。）は、えちご上越農業協同組合（以下「当組合」といいます。）所定の基準によりご利用者様の取引内容に応じて手数料の優遇（以下「優遇」といいます。）を提供するサービスです。

2 対象

対象は当組合とお取引のある個人の方に限ります（事業者の方、非居住者の方、任意団体は対象外とします）。

3 開始時期

当サービスは、当組合所定の日からサービスの提供を開始します。ただし、優遇の種類によっては、当組合所定の登録を行った日より提供開始となる場合があります。

4 対象取引・優遇回数

- (1) サービス提供開始日の前月末日時点における当組合所定の取引に応じた優遇回数を当月 25 日から翌月 24 日まで適用します。
- (2) ご利用者様の優遇回数は、毎月 25 日に更新します。
- (3) 対象となる取引項目、内容、優遇回数については次の通りとします。

対象取引	取引内容	優遇回数
給与振込	お勤め先からの給与を J Aにてお受け取りいただいている（月間 5 万円以上）	1 回
公的年金振込	公的年金を J Aにてお受け取りいただいている	1 回
正組合員	J Aの正組合員の方	1 回
正または准組合員で給与あり	J Aの正または准組合員かつ J Aで給与を受け取っている。	3 回
正または准組合員で年金あり	J Aの正または准組合員かつ J Aで年金を受け取っている。	3 回
正組合員でローンあり	J Aの正組合員かつ J Aで各種ローンをご利用いただいている（ご返済が遅れている場合は除く）	3 回
准組合員でローンあり	J Aの准組合員かつ J Aで各種ローンをご利用いただいている（ご返済が遅れている場合は除く）	1 回
給与・年金あり	お勤め先からの給与および公的年金を J Aにてお受け取りいただいている方。 （給与については月間 5 万円以上）	3 回
その他	上記のいずれにも該当しない	0 回

- (4) 優遇は、原則サービス提供時点の取引内容に応じて適用します。
- (5) 優遇回数は加算されず、1 回または 3 回の優遇となる。

5 優遇

- (1) 氏名、住所等に変更があったにもかかわらず、当組合所定の変更手続きを行われていない場合は、優遇が受けられないことがあります。
- (2) ご利用者様の都合により当組合からの連絡を不要とされている場合は、優遇が受けられないことがあります。
- (3) 優遇内容については次の通りとします。

優遇項目	優遇内容
提携 A T M 入出金手数料の無料化（注 1）	当月 25 日から翌月 24 日のステージ適用期間に、提携 A T M（セブン銀行・ローソン銀行・イーネットならびにゆうちょ銀行）で入出金取引を行った場合について、ステージ別の優遇回数まで、A T M 取引手数料が無料化されます。

（注 1） 普通貯金（一般・総合）のお取引が対象取引となります。貯蓄貯金のお取引は対象取引外となりますのでご注意ください。

6 本支店間の得点引継ぎ

- (1) 支店等の廃止、統合等、当組合の都合でご利用者様のお取引店を一括して変更する場合は、変更後のお取引店へ優遇内容を引継ぎます。
- (2) ご利用者様のご都合でお取引店を変更される場合、優遇が受けられなくなる場合または一定期間優遇が受けられなくなる場合があります。
- (3) 他組合等との譲渡、譲受、統合の場合、優遇回数が引き継がれない場合があります。

7 変更・終了

- (1) 当組合の事情により事前に通知することなく、当サービスの内容（対象取引、取引内容、優遇回数、優遇内容、規定等）を変更、または本サービスを終了することがあります。
- (2) 次に定める場合には、事前に通知することなく一部または全ての優遇が受けられないことがあります。
 - ① ご利用者様が当組合所定の規定・規約等を履行されない場合
 - ② ご利用者様の都合により当組合からの連絡を不要とされている場合
 - ③ すでに利用されているローンを延滞されている場合
 - ④ 契約者本人が亡くなった場合
 - ⑤ 金融情勢の変化、その他当組合が相応の事由があると判断した場合

8 免責事項

災害・事変等当組合の責めに帰すことが出来ない理由、または裁判所等公的機関の措置や法改正等やむを得ない理由により、得点や優遇の取扱いが遅延したり不能となった場合、それにより生じた損害について当組合は一切の責任を負いません。



令和 6 年 2 月 25 日現在
J A えちご上越